

【参考3】区のおしらせ

令和元年7月4日号

(表)



SETAGAYA 区のおしらせ せたがや

参議院議員選挙特集号

発行/世田谷区
編集/広報広聴課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045 へお願いします。

参議院議員選挙

7月21日(日)は、参議院議員選挙の投票日です。
明るい未来に向けて、棄権することなく、
貴重な一票を投じましょう。

選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045

投票日

7月21日(日)



世田谷区選挙マスコット
セーボー

投票時間

午前7時～午後8時

投票できる方

原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

①平成13年7月22日までに生まれていること

②世田谷区の選挙人名簿に登録されていること

※日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届出をした日)から令和元年7月3日現在までに引き続き3か月以上住民登録があることが必要です。

◆参議院議員選挙

参議院議員選挙は、「選挙区選出」と「比例代表選出」の2つの選挙で議員を選びます。

議員の任期は6年で、3年ごとに半数が改選されます。

①「選挙区選出」のうち、「東京都選出」で選ばれる議員は6人です。

②全都道府県の区域を通じて行われる「比例代表選出」で選ばれる議員は50人です。(*)
*公職選挙法が改正され、48人から50人に変更になりました。

◆投票方法

①「東京都選出」の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。

②「比例代表選出」の投票用紙には、候補者1人の氏名または政党等の名称を1つ記入します。
*以上、合計2票を投票します。

◆無効票とならないために

大切な一票が無効票とならないために、次のことにご注意下さい。

①余分なことを書かない
候補者の氏名または政党等の名称を正しく書いていながら、それ以外のことが書かれているために、無効票となってしまうことがあります。

②候補者の氏名または政党等の名称を間違えて書いた場合は訂正する
間違えて書いたものは、二本線で消して、横に正しいものをお書き下さい。

※新しい投票用紙に交換できます。投票所係員にお申し出下さい。



◆最近住所を変えた方、変える予定の方は…

住所変更の届出をした時期によって、投票できる場合や、投票できる場所が異なる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

●世田谷区に転入の届出をした方

平成31年4月3日までに転入の届出をし、令和元年7月3日現在、引き続き世田谷区に住民登録がある方は、世田谷区で投票できます。

平成31年4月4日以降に転入の届出をした方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

●投票する日までに区外へ転出した方、する予定の方

世田谷区の選挙人名簿に登録されている方で、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、世田谷区で投票(または期日前投票)するか、新住所地で不在者投票をすることができます。詳しくは、世田谷区選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

●区内で住所を変えた方 *世田谷区の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

6月20日木までに区内転居の届出をした方 ▶ 区内 **新** 住所地の投票所で投票

6月21日金以降に区内転居の届出をした方 ▶ 区内 **前** 住所地の投票所で投票

◆投票所入場整理券(封書)を配達しています

1人1枚の投票所入場整理券を世帯ごとに全員分同封して配達しています。ご自分のものを確認して、投票所へお持ち下さい。紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認ができれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出下さい。

なお、封筒には活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、情報を聴くことができる音声コードが印刷されています。

◆選挙公報を7月10日水以降に順次お届けします

各世帯の郵便受け等に直接お届けします。届かない場合は選挙管理委員会にご連絡下さい。

※7月10日(水)以降、区役所、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。

※東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)にも掲載されます。
※音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の掲載全文を音声化したもの)を、視覚障害があり希望される方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会までお早めにお申し込み下さい。既に申込みの方は申込不要です。

選挙の詳細情報は、区のホームページ(<https://www.city.setagaya.lg.jp/>)からもご覧になれます。

※投票・開票の状況及び開票結果についても随時お知らせします。

Ⓜ 世田谷区からのお知らせです

参議院議員選挙特集号

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045 へお願いします。

投票日に投票所へ行けない方は、

期日前(不在者)投票をご利用下さい

仕事、旅行、冠婚葬祭、入院、出産等の理由で、投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用下さい。最近住所を変えた方、変える予定の方は、表面もご覧下さい。

区内で期日前投票をする場合

ご本人が、投票所入場整理券(届いている場合)をお持ち下さい。投票所入場整理券を紛失した場合や、届いていない場合でも、期日前投票所にて、選挙人名簿で確認できれば投票できます。

〈手続き〉

投票所入場整理券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ、お近くの期日前投票所へお持ち下さい(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。

〈期日前投票受付場所・期間〉

Table with columns: 受付場所, 期間, 7月5日金 ~7月13日(土), 7月14日日 ~7月20日(土). Rows include 世田谷区役所 and まちづくりセンター.

※今回の参議院議員選挙において、二子玉川まちづくりセンター(7月16日(火)開設)では、期日前投票の受付を行いません。

指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせ下さい。

転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

この方法は郵便によるため、手続きに日数がかかります。お早めにご請求下さい。

〈手続き〉

1 不在者投票宣誓書兼請求書(下記様式参照)を世田谷区選挙管理委員会に至急郵送(★)または持参

2 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送

3 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票 ★〒154-8788 [選挙期間専用] 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区選挙管理委員会 行

不在者投票宣誓書兼請求書の様式

様式は区のホームページからダウンロードすることができます。また、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターに所定の用紙が置いてありますので、ご利用下さい。

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和元年7月21日執行の参議院議員選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。以上、事実であることを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

- ①氏名(フリガナ)
②生年月日
③世田谷区の住所
④投票日当日、投票所へ行けない理由(事由)
⑤投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(アパート等の名称まで正確に)
⑥連絡先電話番号(自宅と携帯)

投票所の一部変更

次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください。

Table with columns: 変更となる方の住所, 旧投票所, 新投票所. Example: 下馬2丁目(20~44番) from 都営下馬アパート新第2集会所 to 都営下馬アパート第1集会所(下馬2-24)

お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、虫がね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できなくなる場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。

●総合運動場の一部施設の利用制限

開票事務のため、右表のとおり利用できなくなります。また、右表以外の施設にも利用制限があります。詳しくは、総合運動場管理事務所(☎3417-4276 FAX3417-1734)にお問い合わせ下さい。ご協力をお願いします。

Table with columns: 一般開放施設名, 利用できない日時. Rows include 温水プール, 駐車場, トレーニングルーム.

お願い

投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮下さい。

※補助犬は入場することができます。

選挙運動に関する注意事項

選挙運動は、18歳以上の方が公示日から投票日の前日まで行うことができますが、いくつかの注意事項があります。主な例は下表をご覧ください。

Table with columns: 例, 18歳以上, 18歳未満. Rows include 候補者の選挙運動員になること, ホームページ、ブログ、Twitter、LINE等のインターネットを使用して選挙運動をすること, etc.

在外選挙人証をお持ちの方へ

一時帰国している方や、帰国直後で国内の選挙人名簿に登録されていない方は、在外選挙人証を提示して、指定された投票所または期日前投票所で投票するほか、不在者投票をすることができます。詳しくは、在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

●在外選挙制度

年齢満18歳以上の方で、事前に申請して在外選挙人名簿に登録された在外選挙人証の交付を受けている方は、「在外選挙制度」により参議院議員選挙・衆議院議員選挙の投票ができます。

政治家の寄附は禁止されています ~有権者のこころがけ~ 受け取らない 求めない

再生紙を使用しています

考える、きっかけ。

自分のこと。家族のこと。日本のこと。



7/21(日) 投票日は

参議院議員通常選挙

期日前投票

投票日に予定がある方は7/5(金)から7/20(土)までの間、期日前投票ができます。

旧住所地での投票

4/4(木)以降に住民票を新しい住所に移された方は、旧住所地での投票となります。※旧住所地で3か月以上住んでいる必要があります。

投票の仕方、候補者・政党等の情報は特設サイトでご覧になれます！
佐々木蔵之介・上白石萌歌のWEBムービーも公開中 参院選 <http://www.soumu.go.jp/2019senkyo/>

【参考5】啓発物品



ポケットティッシュ（都選管作成）